

令和2年4月27日

京都市上下水道局
〔総務部契約会計課〕
〔技術監理室監理課〕

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を食い止めるため、4月16日、全ての都道府県を対象区域として、5月6日までを期限とする緊急事態宣言が発出されました。そして、京都府と12の都道府県は、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある「特定警戒都道府県」とされました。

京都市内においても、感染経路が把握できない事例の増加や院内感染など、このままでは、医療崩壊につながりかねない危機的な状況が続いています。

京都市民の皆様には、御自身はもとより、家族や大切な人を守るため、市民一人ひとりが無症状でも感染している可能性を認識し、他の人に感染させない慎重な行動を取っていただくよう強くお願いしております。

また、京都市上下水道局においては、緊急事態においても市民サービスを停滞させない執行体制を構築するため、既に在宅勤務等を導入しています。

このような状況であり、かつてない厳しい事業執行環境となっておりますが、防災のための工事をはじめ、多くの公共事業は市民生活にとって重要なものであり、早期の完成が求められていることから、下記のとおり必要な措置及び柔軟な対応を講じながら、その執行に努めてまいりたいと考えていますので、お知らせします。

記

1 建設業関係への影響等の把握

業界団体や市発注の工事又は業務委託の受注者等に対して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響について継続的に聞き取りを実施し、必要に応じて対策を講じる。

2 市発注の既契約（施工中）工事及び業務への対応

①受注者と協議し、受注者の意向に応じて一時中止や設計図書等の変更を行う。

一時中止等を行った場合、必要に応じて請負代金額等の変更や履行期間延長を行う。

②通年維持工事や災害復旧工事、中止すれば市民生活への影響が大きい工事等の緊急かつ必要な工事については、極力継続する。

③感染拡大防止については、受発注者双方において、密閉・密集・密接の3つの密を防

ぐなど、防止対策が適切に実施されるよう取り組む。

3 工事及び業務の今後の発注等

当面、市内外の建設企業の営業継続状況や建設資機材の供給状況等を踏まえ、通年維持工事や災害復旧工事、市民生活に影響が大きい工事等を優先し、入札手続等の工夫、工期設定の柔軟な対応等を講じることにより、発注を行っていく。

4 その他

京都市ホームページに情報を掲載しておりますのでご確認ください。

「新型コロナウイルス感染症に関する市発注工事等の対応について」

(<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/korona/koronainfo.htm>)